

研究者の皆様へ



---

# データマネジメントプランの提出について

---

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)

令和2年2月25日改訂

# 概要

公的資金により行われる研究開発から生じるデータ等は国民共通の知的資産でもあり、AMEDは、現状では把握できていないデータの所在等を把握し、データの収集、質の確保、意味づけ、保存と活用等が適切かつ公正に行われるよう推進する役割がある。

- ✓ 平成30年5月1日以降にAMEDが新規公募する事業については、データマネジメントプラン(以下、「DMP」という。)の提出を義務化してきた。
- ✓ 令和2年度の委託研究開発契約書の改訂※に伴い、平成30年5月1日よりも前に開始された委託研究開発の令和2年度の継続課題においても、DMPの提出をお願いすることになった。

※令和2年度の委託研究開発契約書に付随する資料として、データに関するガイドラインを令和元年度内に策定予定で、DMPの提出義務についても明記。

- ✓ データマネジメントプランは、どの研究開発課題で、どんなデータが産出され、誰がどこに保有しているのかを記載するものである。
- ✓ AMEDがデータの所在等を把握することにより、マネジメント機能または触媒機能を強化し、可能な範囲で異なる研究開発課題間での連携促進や二重研究開発の回避等に役立てる。

# 適用対象等

※詳細は、各事業の公募情報を参照のこと。

## 対象

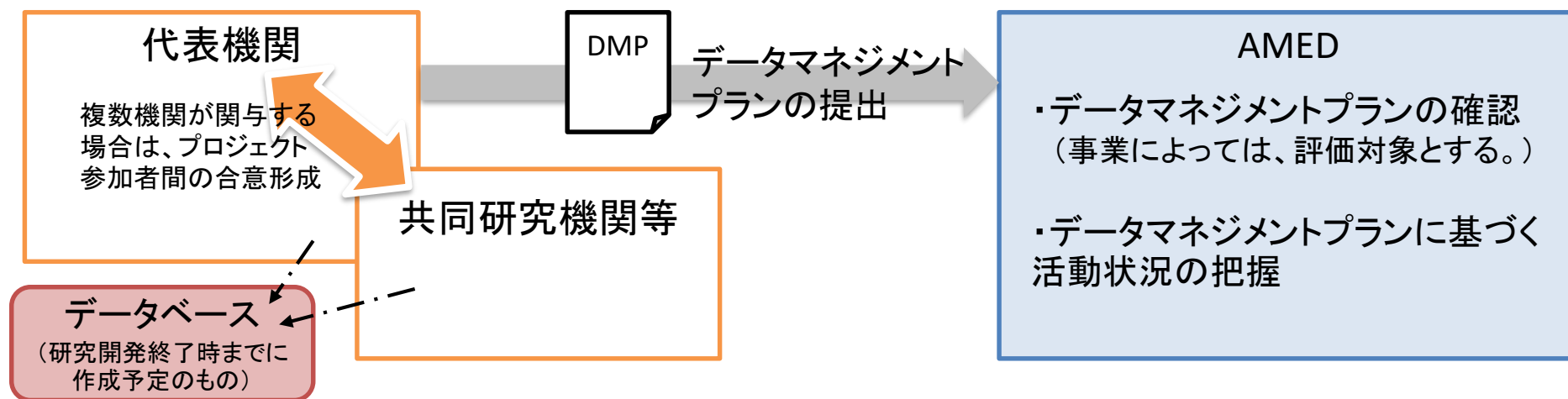
研究開発途上もしくは研究開発終了時に研究データを整理・体系化(データベース化)する必要がある事業(課題)

## 適用

**原則として全てのAMED課題** \*整理・体系化する必要があるデータ群がない事業・課題は、その旨を申告する。

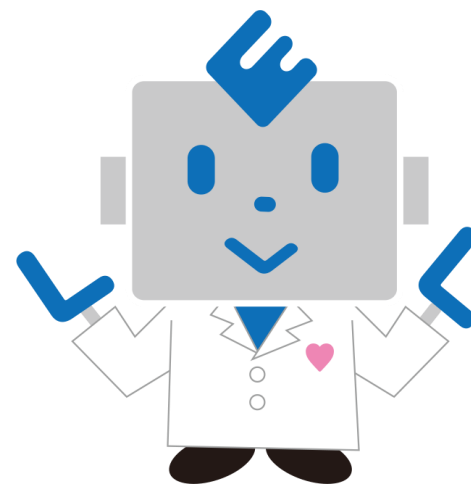
## 提出方法

AMEDが指定する様式を用い、委託研究開発契約締結時に提出する。



- AMED課題管理番号
- プロジェクト情報(事業年度、事業名、研究開発代表者情報)
- 本研究開発によって取得・収集され、登録の必要がある研究開発データについて(情報の有無など)
- 登録の必要がある個々の研究開発データ群について(研究開発データの説明:名称や公開・提供方針など)  
※複数のデータ群の記載可
- 研究開発データの利活用・提供に向けた取り組み
- 研究開発データに関わった人材(管理責任者・データ関連人材)  
※公募要領ではデータサイエンティストと標記。複数名の記載可
- その他必要事項(各事業の特性等に応じ設定)

※詳細は、記入要領ならびに様式を参照のこと。



# データサイエンティストならびに研究開発データ関連人材の公表

- ◆ データの管理・解析を推進していく上で、データサイエンティストなどのデータ関連人材の確保は必須であり、その人材育成やキャリアパス等については、これまでも多くの議論がなされている。
- ◆ AMEDは、医療研究開発分野におけるデータサイエンティストなどのデータ関連人材を登録・公表する仕組みを構築しており、こうした人材の情報を公表することで、その地位向上等につなげたいと考えている。

※データ関連人材を公表すべきでない特別な事情がある場合は、その旨、事前申告することとする。

AMED研究開発課題  
データベース  
(AMEDfind)

検索結果画面 の例



The screenshot shows the AMEDfind database interface. At the top, there is a header with the AMEDfind logo and the text 'AMED研究開発課題データベース' and '日本医療研究開発機構 (AMED) の助成により行われた研究開発の課題や研究者を収録したデータベースです。'. Below the header, there is a breadcrumb trail '> 課題検索詳細'. The main content area displays the title '○○解析に基づく○○の研究開発' in blue. Below the title, there is a table with the following information:

課題管理番号	19○○○○
プロジェクト	○○プロジェクト
事業名	○○実用化研究事業
代表研究機関	国立大学法人○○大学
研究代表者	○○○○、国立大学法人○○大学 医学部附属病院 ○○科 教授
データサイエンティスト	○○○○、国立大学法人○○大学 ○○解析センター 研究員
研究期間	2019年度～○○年度